

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法律」という。）の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（以下「政令」という。）の一部改正を踏まえ、自然災害により被災した区民の生活再建の支援を充実するため、災害援護資金貸付に係る港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正します。

1 改正内容

(1) 貸付利率

災害援護資金の貸付利率について、年3パーセント以内で条例で定める率とされたことを踏まえ、現行利率年3パーセントを、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年3パーセント以内で区規則で定める率（1パーセントを予定）に改めます。

(2) 保証人

災害援護資金の貸付けに係る保証人の規定が、政令から削除されたことを踏まえ、条例に保証人の規定を設け、保証人を立てない場合の貸付けについて規定します。

(3) 償還方法

災害援護資金の償還方法について、現行の半年賦償還に月賦償還と年賦償還を追加します。

2 施行期日等

この条例は公布の日から施行します。

なお、貸付利率及び保証人の規定は、法律及び政令の一部改正の施行日と同じ平成31年4月1日以後の災害から適用します。

現行の災害援護資金貸付制度の概要

「災害弔慰金の支給等に関する法律」等に基づき、災害救助法等による救助が行われた自然災害により被災した世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行っています。

対 象	負傷又は住居・家財に被害を受けた、区民である世帯主	
貸付限度額	350万円	
所得制限	世帯人員	世帯所得
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
	世帯住居滅失	1,270万円
利 率	年3パーセント（据置期間中無利子） ※東日本大震災被災者は、年1.5パーセント（保証人を立てる場合は無利子）	
据置期間	3年（特別な場合5年） ※東日本大震災被災者は6年（特別な場合8年）	
償還期間	10年（据置期間を含む） ※東日本大震災被災者は13年（据置期間を含む）	
償還方法	半年賦償還で元利均等償還	
保 証 人	貸付けを受けるには、保証人を立てる必要があります。 ※東日本大震災被災者は、保証人を立てない場合でも貸付けを認めています。	
違 約 金	支払期日までに償還金を支払わなかった場合、延滞元利金額につき年10.75パーセントの利率で違約金を徴収します。	
貸付原資	国3分の2、都道府県3分の1	